

修学支援新制度(JASSO 給付奨学金+授業料免除)を受けたことのある学部生の内、  
令和6年10月適用の JASSO 給付奨学金支援区分が I ~IVに該当する者

## ①新制度 継続者用しおり (令和6年度後学期授業料免除)

**必 読** ~手続きを開始する前にお読みください~

本案内は、修学支援新制度(JASSO 奨学金)に採用されたことがある学生を対象に、後学期分授業料免除の継続申請に関する手続きを説明しています。以下の点を踏まえた上で、本しおりの内容を確認してください。

### 【適格認定(家計)による支援区分の確認】

修学支援新制度の授業料免除は、日本学生支援機構給付奨学金における支援区分と連動して免除額が決定されます。例年10月は家計の適格認定により支援区分の見直しがあり、10月から翌年9月まで1年間の支援区分が決定されます。家計の適格認定は、マイナンバーにより取得された2023年(1/1~12/31)の収入に基づく2024年度住民税情報から日本学生支援機構が行います。

後学期の授業料免除申請は、令和6年10月適用の支援区分に基づいて手続きを行ってください。

### 【手続き方法の変更】

令和6年度後学期の申請より、従来の紙での提出は不要となります。

申請は、本しおりに掲載している **Microsoft Forms** を通じて行ってください。

具体的な手続きの手順については、以降の案内を確認してください。

## 1. 対象者

以下のすべてに該当する者

- ・日本学生支援機構給付奨学生として既に採用されている者
- ・令和6年10月からの日本学生支援機構給付奨学金の支援区分が I~IVの者

※令和6年10月からの支援区分が「対象外」となっている者は、本しおりの対象外です。

【③新制度対象外\_学部生用しおり】を確認してください。

## 2. 申請手順

1)令和6年10月適用の支援区分を確認

### ①支援区分の確認方法

スカラネット・パーソナルにログインし、給付奨学金の詳細情報ページを参照してください。

支援区分適用履歴の適用開始年月日が 2024/10 の支援区分を確認してください。

支援区分の更新は9月4日より日本学生支援機構が順次更新します。更新を確認してから申請を進めてください。

※具体的な確認方法は別紙「スカラネット・パーソナルから支援区分を確認する方法」を参考にしてください。

## ②確認した支援区分に基づく申請

- 「Ⅰ～Ⅳ」のいずれかに該当している場合は、2)の手続きに進んでください。
- 「対象外」となっている場合は、本しおりの対象外となります。  
2)の手続きには進まず、【③新制度対象外\_学部生用しおり】を確認してください。

## 2)申請方法と期限

①申請先 Forms: <https://forms.office.com/r/Kji7hbmLp4>

申請は、Formsのみで実施します。紙での提出は不要です。



## ②申請期限

**令和6年10月3日(木)厳守**

### ！申請間近になっても10月適用の支援区分が確認できない場合の対応について！

申請期限が間近となっても、スカラネット・パーソナルの支援区分が更新されなかった場合、10月1日(火)時点でその旨をメールでご連絡ください。その後の対応について、大学から折り返し連絡します。最終的に支援区分が「対象外」となった場合、被災学生としての授業料免除や徴収猶予への申請を希望する者は、別途、課税証明書や住民票等の書類を大学へ提出する必要があります。希望者は、あらかじめ【③新制度対象外\_学部生用しおり】の内容も確認しておいてください。

#### 【支援区分が確認できない場合の連絡方法】

連絡先: スチューデントライフサポート室 E-mail : shien\_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp  
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

件名: 『【後学期学費免除申請】給付奨学金の支援区分が確認できません』

本文: 学生番号、氏名、連絡先の電話番号

※必ず学生本人より大学から付与した学生番号のメールアドレスを用いて連絡してください

## 3. 支援区分ⅢまたはⅣに該当する者への支援(被災学生への差額支援)

本学では、被災学生に対して大学独自の授業料免除制度を設けています。修学支援新制度の10月適用の支援区分ⅢまたはⅣに該当する学生は、被災学生として後学期授業料の半額免除の対象となります。このため、被災学生に該当する場合は修学支援新制度による免除額の差額を大学独自制度より支援します。

- 被災学生については、大学 HP より確認してください。  
[被災学生に対する授業料免除 | 茨城大学 \(ibaraki.ac.jp\)](#)

### ○ 申請方法

差額支援を希望する場合は、Forms(URL アドレスは 2.申請手順 2)①を参照)から証明書の写真をアップロードしてください。証明書は、以下のいずれかをご提出ください。

市町村役場等が発行する罹災証明書・被災証明書・届出避難場所・除籍証明書のいずれか

## 4. 結果通知について

申請した授業料免除の結果については、12月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※申請者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

## 5. 留意事項

■手続きは、必ず学生本人が行ってください。

■申請内容は控えを残してください(Forms の回答は保存することが可能です)。

■申請に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話または大学から付与したメールアドレスに連絡する場合があります。着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。

■授業料免除申請は年2回(前学期及び後学期)の申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。

■申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。

■虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。

■申請内容は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。

## 6. 問合せ先

スチューデントライフサポート室    E-mail : shien\_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp  
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問い合わせください。